

# ともにつくるゆめ基金 募集要項

## 1. 支援対象者

- (1) 連合関東ブロック・各地方連合会（連合群馬・連合栃木・連合茨城・連合埼玉・連合千葉・連合東京・連合神奈川・連合山梨）に加盟する労働組合の「組合員」・「組合員の配偶者」の24歳以下の子ども。
- (2) 親（「組合員」・「組合員の配偶者」）が死亡・重度障がいに見舞われた子ども（死亡・重度障がいの原因は問いません）。

## 2. 支援制度

- (1) ゆめ育成支援金（ゆめを探す、育む、試すステージ）

### ①支援内容

- ア) 支援対象となった時点を起点として、24歳の誕生日まで毎年1万円分の支援金（ポイント）を給付します。
- イ) 支援金（ポイント）は支援対象者の使用用途に応じて累積することができ、25歳の誕生日を迎えるまで、累積した支援金（ポイント）を上限に申請することができます。
- ウ) 支援対象者が25歳の誕生日を迎えた時点で支援金を申請することができなくなります。
- エ) 基金事務局は支援対象者が24歳を迎えた時点で、申請期限についての告知・説明を行います。

### ②使用用途

- ア) ゆめを見つけること、ゆめを育てることを目的に、「自身の成長」や「はたらく」こと「社会に関わる」こと等に直接的・間接的につながるテーマ（社会的・文化的経験等）に使用できます。
- イ) 物品の購入や、研修会・イベント等への参加費、その他の目的に合った使用をすることができます。
- ウ) 危険性が高いもの、ゆめの実現との関係性が低いもの、その他公序良俗の観点から問題があるものについては使用することができません。
- エ) 使用用途の決定に先立って、基金事務局との間でコミュニケーションをとり、相談をさせていただきますものとしします。

### ③支援のプロセス

- ア) 支援対象者が支援登録された時点で、ゆめ育成支援金制度について、基金事務局から制度内容や申請手続き方法等をご案内します。また年に一度、誕生月をめぐり、支援対象者が累積している支援金（ポイント）等に関してご案内します。
- イ) 支援対象者が支援を求めようとする際には、基金事務局に対して、ホームページ上またはメール・書面等にて、支援を求むる旨のご連絡をいただきます。
- ウ) ご連絡をいただいた基金事務局は、予め登録された支援対象者（登録先が保護者の場合は保護者）の連絡先に対してご連絡を行い、「ゆめ育成支援金ヒアリングシート」を送付します。
- エ) 支援対象者は「ゆめ育成支援金ヒアリングシート」に必要事項を記入のうえ、基金事務局へ返送していただきます。必要であれば別途、直接またはオンラインで面談を設定する

ことがあります。

オ) 基金事務局にて「ゆめ育成支援金ヒアリングシート」をもとに、ゆめの内容や使用目的等について確認後、支援対象者に支援内容決定通知書と支援金請求書を送付します。

カ) 支援対象者は、決定した支援内容に沿って、費用を立て替えていただきレシートや領収書等を取得していただきます。支援金請求書と取得したレシートや領収書等を基金事務局に返送していただきます。

キ) 基金事務局は支援金請求書類を確認次第、支援対象者が指定した金融機開口座に支援金請求書に記載された金額の合計（支援可能金額を上限とする）を振り込みます。

ク) 支援対象者が費用を立て替えることが難しい場合、基金事務局へ事前相談することを前提として使用目的に沿った金額（支援可能金額を上限とする）を給付します。

## (2) ゆめ応援支援金（ゆめを実現、アクションするステージ）

### ①支援内容

ア) 支援対象となった時点を起点として、0歳～15歳までの期間、16歳～24歳までの期間で、それぞれ15万円分の支援金（ポイント）を支援します。

イ) 各期間中、上限の範囲内であれば支援金（ポイント）を分割して利用できます。

ウ) 各期間内に利用しなかった支援金（ポイント）は各期間の年齢を超えた場合、申請することができなくなります。

エ) 基金事務局は支援対象者が15歳および24歳を迎えた時点で申請期限についての告知・説明を行います。

### ②使用用途

ア) ゆめの実現に向けて具体的なアクションを起こしていくステージにおいて、そのために必要な経験や体験その他必要な費用等に対して、基金事務局とのコミュニケーションを経ながら練りこみ、あるべき使い方を支援対象者自身に明確化してもらったうえで、その用途に使用できます。

イ) 物品の購入や、研修会・イベント等への参加費、その他の目的に合った使用をすることができます。

ウ) 危険性が高いもの、ゆめの実現との関係性が低いもの、その他公序良俗の観点から問題があるものについては使用することができません。

エ) 使用用途の決定に際しては、具体的な支援対象者のゆめの実現に向けて、どのような支援が必要かについて、基金事務局との間で緊密にコミュニケーションをとり、具体的な支援内容についてともに考えながら、支援対象者自身に決定していただけるよう、そのプロセス自体を支援させていただくものとします。

オ) 基金事務局とのコミュニケーションのなかで、協力いただける労働組合等のメンバーの皆さんとの接点の構築や職場見学等のプログラムが、ゆめの実現に向けて有効と考えられる場合には、こうした労働組合等との連携による支援も積極的に実施していきます。

### ③支援のプロセス

ア) 支援対象者が支援登録された時点で、ゆめ応援支援金制度について、基金事務局から制度内容や申請手続き方法等をご案内します。また年に二度、ゆめ応援支援金の申請手続き方法や支援事例等に関してご案内します。

- イ) 支援対象者が支援を求めようとする際には、基金事務局に対して、ホームページ上またはメール・書面等にて、支援を求める旨のご連絡をいただきます。
- ウ) ご連絡をいただいた基金事務局は、予め登録された支援対象者（登録先が保護者の場合は保護者）の連絡先に対して「ゆめ応援支援金ヒアリングシート」を送付します。
- エ) 支援対象者は「ゆめ応援支援金ヒアリングシート」に必要事項を記入のうえ、基金事務局へ返送していただきます。
- オ) ゆめ応援支援金の支給決定にあたり、基金事務局はご提出いただいたヒアリングシートをもとに支援対象者等と具体的なゆめの内容、使用目的や支援内容等に関して直接またはオンラインで面談を設定します。
- カ) コミュニケーションの結果、支援内容等が決定しましたら基金事務局より支援対象者に対して支援内容決定通知書と支援金請求書を送付します。
- キ) 支援対象者は、決定した支援内容に沿って、費用を立て替えていただき、レシートや領収書等を取得していただきます。支援金請求書と取得したレシートや領収書等を基金事務局に返送していただきます。
- ク) 基金事務局は、支援金請求書類を確認次第、支援対象者の指定した金融機関口座に、支援金請求書に記載された金額の合計（支援可能金額を上限とする）を振り込みます。
- ケ) 支援対象者が費用を立て替えることが難しい場合、基金事務局へ事前相談することを前提として使用目的に沿った金額（支援可能金額を上限とする）を給付します。
- コ) 支援対象者には、支援後に支援を受けた内容や感想、今後に向けたゆめの実現への展望等について、情報発信していただくことを求めます。これは、支援対象者にとっての体験の整理の機会となることを期待するとともに、本法人としても、この内容を踏まえ、ゆめ応援支援金の支援内容について随時改善を図り、また社会に対して本法人の取り組み内容をご説明するために活用することを予定します。

### 3. 申請方法

#### (1) 支援登録申請

##### ① オンライン申請

ともにつくるゆめ基金ホームページの「支援登録申請ページ」から申請ください。申請いただいた後、下記の必要書類について基金事務局よりご案内します。

##### ② 書面申請

「支援登録申請書」、「プライバシーポリシー」に必要事項を記入のうえ、以下の必要書類を添付してともにつくるゆめ基金事務局へお送りください。「支援登録申請書」、「プライバシーポリシー」はともにつくるゆめ基金ホームページよりダウンロードすることができます。

<必要書類>

組合員またはその配偶者が死亡された場合	・ 戸籍謄本コピー
組合員またはその配偶者が重度障がいに遭われた場合	・ 戸籍謄本コピー + 以下の書類のうちいずれか1点 ・ 障害者手帳のコピー ・ 診断書のコピー ・ 共済金（保険金）支払証明書等

## (2) 各種支援金の申請

基金事務局から送付される「ゆめ育成支援金ヒアリングシート」「ゆめ応援支援金ヒアリングシート」に必要事項を記入のうえ申請してください。

## 4. 支援金の返還

この制度にもとづく支援金は原則として返還を要しません。

## 5. 他の奨学金との併用

本基金の支援は、他の団体の奨学金と併せて利用できます。

## 6. 個人情報の取扱いについて

支援対象者等の個人情報は、ご本人かどうかの確認、支援登録事務、支援のご案内、支援の実施、支援内容の記録と管理、支援金の支払い、所属する労働組合への在籍確認、所属する労働組合への支援実施の報告等を含む、本基金の支援業務に対して、及び本基金の活動についてのご案内、関連した支援のご案内などの目的のために、利用させていただきます。

## 7. 問い合わせ先

ともにつくるゆめ基金ホームページ上の「お問い合わせ」ページ、または下記のとともにつくるゆめ基金事務局へお問い合わせください。

以 上

### <用語の整理>

「支援対象となった時点」：24歳以下の子どもについて、連合関東ブロック内の地方連合会に加盟している労働組合の組合員またはその配偶者が死亡・重度障がいとなった時点のこと

「支援登録がされた時点」：支援対象となっている子どもについて、本基金への支援登録の申し込みが行われ、基金事務局が支援対象者として対象者名簿に記載した時点のこと

「支援を求める時点」：支援要件を満たす支援登録者が、基金事務局に対して、実際に支援を求める時点のこと

<お問い合わせ先> 一般社団法人ともにつくるゆめ基金 事務局

〒108-0023 東京都港区芝浦 3-2-22 田町交通ビル 2階

電話：03-6809-3130 受付時間：平日 10:00～17:00

メールアドレス：[info@tomoni-yume.org](mailto:info@tomoni-yume.org)

ホームページ：<https://www.tomoni-yume.org>

